

発議第 1 号

北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び北栄町議会会議規則
（平成 17 年北栄町議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出しま
す。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

提出者 北栄町議会議員 町 田 貴 子

賛成者 北栄町議会議員 油 本 朋 也

賛成者 北栄町議会議員 井 上 信一郎

賛成者 北栄町議会議員 野 田 秀 樹

理由

令和 2 年人事院勧告に準じて、北栄町議会議員の期末手当の支給率を変更する。

北栄町条例第 号

北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年北栄町条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 議会の議員の期末手当の額は、議員報酬月額100分の120に相当する額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第5条 議会の議員の期末手当の額は、議員報酬月額100分の120に相当する額に <u>100分の170</u> を乗じて得た額とする。

第2条 北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 議会の議員の期末手当の額は、議員報酬月額100分の120に相当する額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第5条 議会の議員の期末手当の額は、議員報酬月額100分の120に相当する額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。